

各業務取り扱いの変更等（予定）のお知らせ

平素より当センターの確認申請等業務にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年4月の建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、当センターの業務内容について、以下のとおり一部変更する予定にしております。

今後とも適正、迅速な業務運営を図るなど、サービスの充実に努めてまいりますので、引き続き当センターをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 建築確認及び検査等の業務範囲の変更について

建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直しに伴い、当センターの取り扱う対象建築物を以下のとおり変更する予定にしております。

■対象建築物等

★**一戸建ての住宅**又は**その敷地に別棟で建設する附属建築物**（車庫等）の新築、増築、改築で次に掲げる建築物（都市計画区域内に限る）

※主要用途（08010）：「一戸建ての住宅」のみの取り扱い

①**新第2号**に規定する建築物のうち、階数が**2以下**、延べ面積の合計が**300㎡以下**、高さ16m以下の**木造建築物**（構造によらず同規模内の型式適合建築物等も含む）

②**新第3号**に規定する建築物

※一戸建ての住宅とは、住宅の用途以外の用途に供する部分（自動車車庫を除く）を有しない一戸建ての住宅

■変更日（予定） 令和7年4月1日（火）

2 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務（省エネ適判）の開始について

原則、全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられることに伴い、当センターは、ワンストップサービス実現のため、登録建築物エネルギー消費性能判定機関として**省エネ適合性判定業務**を開始する予定にしております。

※電子申請可能（予定）

■対象建築物等

★建築確認等の業務範囲内の建築物

■開始日（予定） 令和7年4月1日（火）

3 その他（留意事項等）

◎確認申請から確認済証の交付までには一定の審査期間が必要です。このため、2025年4月前の着工を予定する場合は、余裕をもって建築確認申請をしてください。

◎2025年4月よりも前に着工予定で建築確認の確認済証を受けた場合でも、実際の工事着手が2025年4月以降となった場合は、完了検査時に省エネ基準への適合確認が必要です。省エネ基準への適合が確認できない場合、検査済証が発行されませんので、一定の余裕をもって省エネ基準適合義務制度に対応してください。